

令和 4 年度 第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画

(計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年度 報告書

令和 4 年 8 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の概要 (令和3年度～7年度)

基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、令和3年度～令和7年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 県、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目に「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つを基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- 1 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築**
(1) 学校教育による学力保障／(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する体制の構築等／(3) 高等学校等における修学継続のための支援
- 2 幼児教育の負担の軽減と質の向上**
- 3 就学支援の充実**
(1) 義務教育段階の就学支援の充実／(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
- 4 大学等進学に対する教育機会の提供**
(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／(2) 県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援
- 5 特に配慮を要する子どもへの支援**
(1) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援／(2) 特別支援教育に関する支援の充実
- 6 地域における学習支援等**
(1) 地域と学校の連携・協働の推進／(2) 生活困窮世帯等への学習支援
- 7 その他の教育支援**
(1) 子どもの食事・栄養状態の確保／(2) 多様な体験活動の機会の提供／(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

- 1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援**
(1) 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／(2) 特定妊婦など困難を抱えた女性の把握と支援
- 2 保護者の生活支援**
(1) 保護者の自立支援／(2) 保育等の確保
- 3 子どもの生活支援**
(1) 社会的養護が必要な子どもへの支援／(2) 食育の推進に関する支援／(3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
- 4 子どもの就労支援**
(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の入所児童等に対する就労支援／(2) 高校中退者等への就労支援／(3) 子どもの社会的自立の確立のための支援
- 5 住宅に関する支援**
- 6 児童養護施設退所者等に関する支援**
(1) 家庭への復帰支援／(2) 退所等後の相談支援
- 7 支援体制の強化**
(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化／(2) 市町村等の体制強化／(3) ひとり親家庭支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／(5) 相談職員の資質向上

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

- (1) 親の就労支援
- (2) 親の学び直しの支援
- (3) 就労機会の確保
- (4) 保育等の確保

<Ⅳ 経済的支援>

- (1) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- (2) 児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- (3) 母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- (4) 生活保護世帯の子どもへの教育支援
- (5) 教育費負担の軽減
- (6) 医療費の助成
- (7) 養育費の確保に関する支援

<Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

- (1) 修学継続のための支援
- (2) 生活環境の変化に対応した支援
- (3) 就労支援
- (4) 経済的支援

施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築】

○スクールソーシャルワーカー配置事業

問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置

○スクールカウンセラー配置事業

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラー(SC)を配置

【地域における学習支援等】

○生活困窮者自立支援事業

(子どもの学習支援事業)

○ひとり親家庭等生活向上事業費補助

生活困窮世帯、生活保護世帯及びひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施

【大学等進学に対する教育機会の提供】

○家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助 (大学入学時奨学金)

経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を実施

※貸付人数 H28:53人 H29:43人 H30:34人 R元:22人
R2:18人 R3:20人 計 190人

【特に配慮を要する子どもへの支援】

○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所する者の社会自立が図るため、大学等進学者に対して家賃相当額及び生活費の貸付を実施

※貸付人数 H28:1人 H29:3人 H30:3人 R元:3人
R2:3人 R3:5人 計 18人

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	直近値	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	94.2% (R元)	93.6% (R3)	悪化
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	2.6% (R元)	3.5% (R3)	悪化
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	27.0% (R元)	26.3% (R3)	悪化
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	91.7% (R元)	100% (R3)	改善
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	5.0% (R元)	18.8% (R3)	改善
ひとり親家庭の子どもの進学率(中学校卒業後)	95.4% (R元)	—	—
ひとり親家庭の子どもの進学率(高等学校卒業後)	42.9% (R元)	—	—
全世帯の子供の高等学校中退率	1.1% (H30)	0.8% (R2)	改善
スクールソーシャルワーカーの配置人数	28人 (R元)	28人 (R3)	維持
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	50.0% (H30)	77.5% (R3)	改善

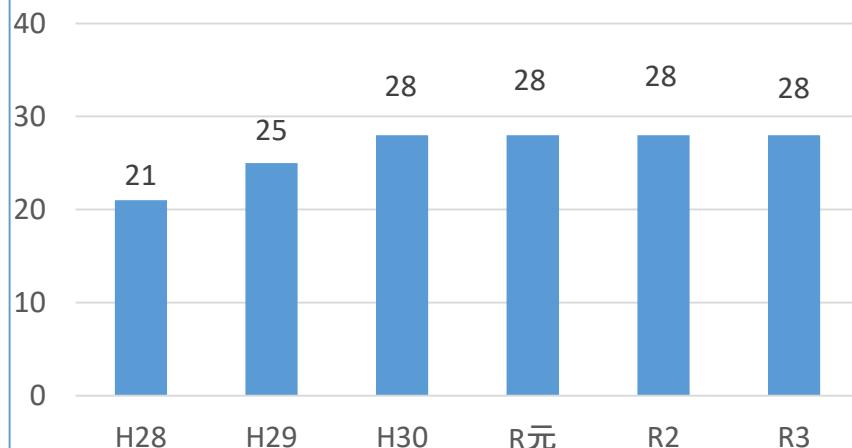
● 施策の点検・評価

- ・SCやSSWによる相談体制の充実が必要
- ・様々な環境にある子どもに対する教育機会の提供への支援が必要
- ・高等教育の機会を確保するため、引き続き経済的負担に対する支援と制度の周知が必要

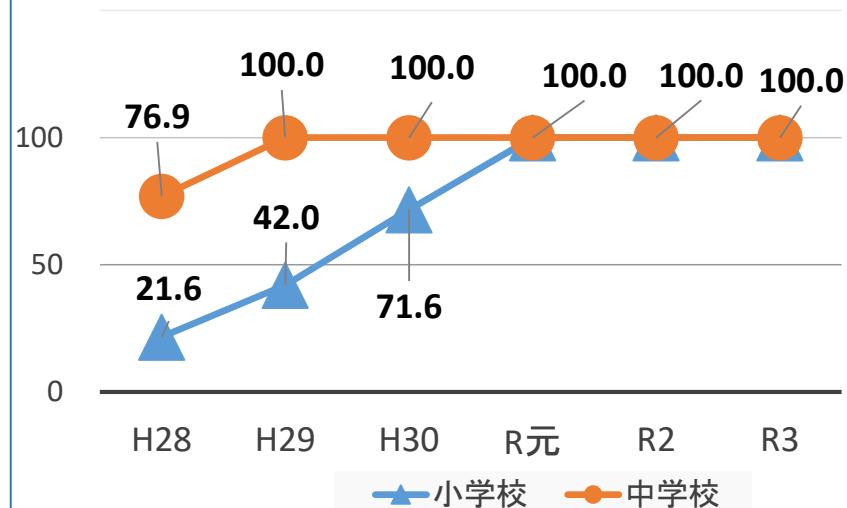
■ 今後の課題 (Action)

- ・SSWのさらなる資質向上
- ・各貸付・支援制度や就学援助制度に関する更なる周知及び利用促進
- ・生活保護世帯や児童養護施設等の子どもへの経済的支援や学習支援による進学等の促進

スクールソーシャルワーカー配置人数(人)
(県教育委員会所管分)



スクールカウンセラー配置率(%)
(県教育委員会所管分)



施策の基本方針 2 生活の安定に資するための支援

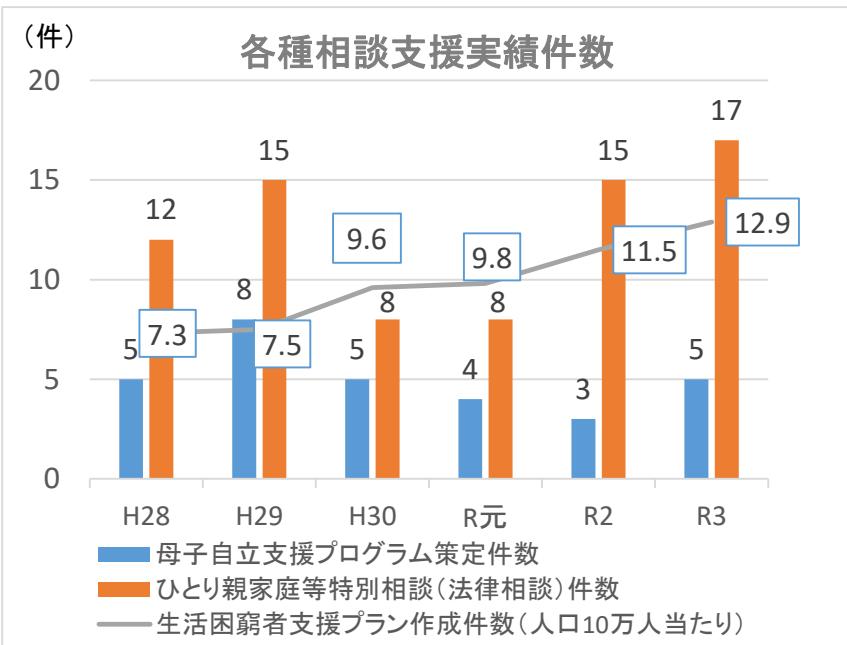
■ 施策の目標 (Plan)

- ・貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【保護者の生活支援・包括的な支援体制の整備】

- 生活困窮者自立相談支援事業
6圏域で町村部を対象に、様々な問題を抱える生活困窮者への自立相談支援事業を実施
- 母子自立支援プログラム策定事業
児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、ハローワークとの連携により就労支援を実施
- ひとり親家庭等就業・生活支援事業
ひとり親家庭の自立に向けて、一般相談、就業相談、特別相談(法律相談)、家事援助、就業に結びつきやすい技能・資格を取得するための講習会の開催等を実施



- 一時預かり事業
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において預かる事業を実施
※利用延人数 R元:511,581人 R2:581,810人 R3:537,633人
- 病児保育事業
病気の子どもを家庭で保育できない場合に、看護師等が一時的に保育等を実施
※利用延人数 R元:8,448人 R2:8,142人 R3:4,957人
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
就学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣
※派遣回数 R元:59回 R2:79回 R3:60回

【関係機関が連携した包括的な支援体制の整備】

- 地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業
貧困などの課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりを構築するため、保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進
R3年度
・県内6か所でテイクアウト方式の子ども食堂を実施
・地域交流会開催(計6回)
・モデル活動事例集作成



■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	直近値	
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	母子 94.8% 父子 87.1% (R元)	—	—
困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(困窮家庭)	11.0% (H30)	—	—
困った時や悩みを相談する相手がいないと答えた人の割合(ひとり親家庭)	母子 10.8% 父子 22.2% (R元)	—	—
県内の子どもの居場所登録数	30か所 (R2)	50か所 (R4)	改善
ひとり親家庭に対する青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業周知度	48.3% (R元)	—	—

● 施策の点検・評価

- ・生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の推進が必要
- ・様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の推進が必要
- ・就労と子育ての両立に向けたきめ細かな支援の充実が必要
- ・様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりの継続が必要

■ 今後の課題 (Action)

- ・孤立化を防ぎ、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報やニーズの発見、相談需要の掘り起こしを促進
- ・関係機関の連携による総合的な相談支援、就業支援、就労と子育ての両立支援の推進
- ・社会的養護が必要な子どもたちの自立支援、家庭的環境での養育に向けた取組の推進
- ・子どもの居場所づくりの更なる促進

施策の基本方針 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。
- ・保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。
- ・また、ひとり親家庭では、保護者の就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至り、不安定な就労形態にある場合が多く、その改善のため、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援施策に取り組みます。

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	直近値	
ひとり親家庭の親の就業率	母子 93.0% 父子 95.3% (R元)	—	—
被用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合	母子 55.0% 父子 90.4% (R元)	—	—

● 主な施策の計画策定時事業量・実績値

指標	計画策定時	直近値	
母子父子寡婦福祉資金貸付 (技能習得資金及び生活資金貸付件数)	6件 (R元)	3件 (R3)	減少
看護職員資格取得特別対策事業 (支援件数)	3件 (R元)	5件 (R3)	増加
延長保育促進事業 (利用実人員)	14,279人 (R元)	4,751人 (R3)	減少
放課後児童健全育成事業 (登録児童数)	14,237人 (R元)	13,268人 (R3)	減少

● 施策の点検・評価

- ・就職に有利と考えられる資格取得をめざす保護者や資格取得者の再就職準備への支援が重要
- ・世帯の状況に応じた就労支援の促進が必要
- ・離職者等の早期の再就職や生活の安定を図るための支援の継続が必要
- ・保育サービスを実施する市町村への支援の継続が必要

■ 今後の課題 (Action)

- ・ひとり親家庭の親の資格取得や技能習得に向けた就業支援の周知及び利用促進
- ・関係機関と連携した就労支援の促進
- ・多様な保育サービスを実施する市町村への支援

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【親の就労支援】

○ 母子家庭等自立支援給付費補助事業

就職に有利となる看護師等の資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、講座の受講支援や養成機関で修業する期間に補助金を給付する事業を実施

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

自立支援給付費補助事業(高等職業訓練促進給付金)を活用して資格取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学準備金等の貸付を行う。(青森県社会福祉協議会へ補助)

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付(技能習得資金及び生活資金)

母子家庭等に対し、就職などに必要とする知識技能を習得するための資金と知識技能を習得している期間の生活資金を貸し付ける。

○ 看護職員資格取得特別対策事業

看護師又は准看護師の資格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、学費と生活費を医療機関が負担する場合の一部を補助

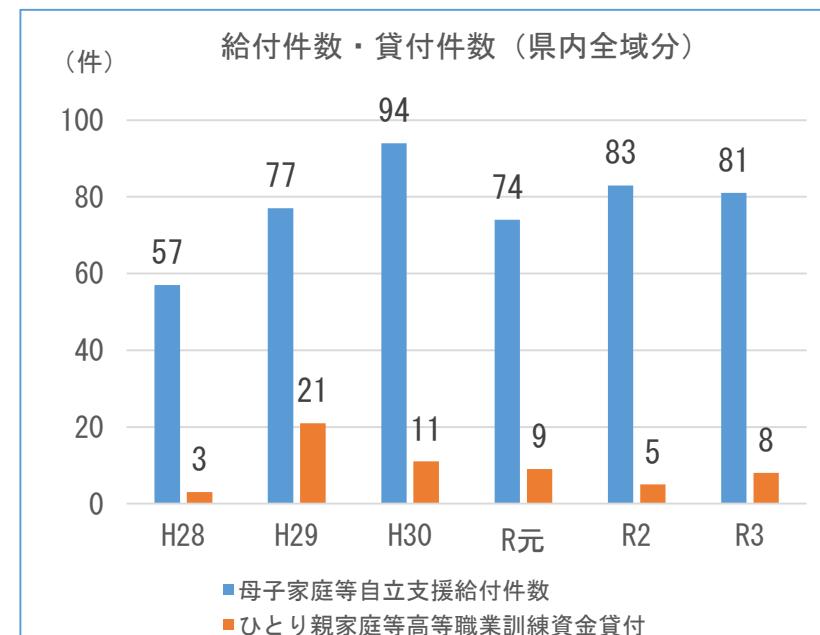
【保育等の確保】

○ 延長保育促進事業

保育認定を受ける子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施

○ 放課後児童健全育成事業

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図る



施策の基本方針 4 経済的支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・生活保護をはじめとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- ・また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校や事業所の臨時休業等に伴う子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金を支給

○ひとり親家庭サポートガイドブック

ひとり親家庭サポートガイドブックを作成し、各市町村、関係機関経由で配布し、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当などのサポート制度について周知

■ 今後の課題 (Action)

- ・各手当・貸付・支援制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知の促進
- ・養育費の確保に関する支援

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	直近値	比較
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校・中学校)	小 37.5% 中 42.5% (R元)	小 62.5% 中 62.5% (R3)	改善
過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験(全世帯)	4.5% (H30)	—	—
過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験(全世帯)	17.4% (H30)	—	—
ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合	母子 45.4% 父子 25.1% (R元)	—	—
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子 73.8% 父子 94.3% (R元)	—	—

● 施策の点検・評価

- ・各手当、貸付、支援制度について、利用促進のための更なる周知が必要

施策の基本方針 5 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組みます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○県立高等学校授業料減免事業

家計が急変した世帯等の生徒の授業料を減免する

○コロナ禍における離職者等就労支援事業

コロナ禍における離職者を支援するため、兼業・副業が可能なサイトの運営を行うとともに、離職者に向けた企業説明会を開催し、求人広告に要する経費の一部を補助する

○子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 【再掲】

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

● 関連する指標の現状値・実績値

指標	計画策定時	直近値	比較
過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験(全世帯)【再掲】	4.5% (H30)	—	—
過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験(全世帯)【再掲】	17.4% (H30)	—	—
ひとり親家庭の親の就業率【再掲】	母子 93.0% 父子 95.3% (R元)	—	—

● 施策の点検・評価

- ・支援制度の周知及び家計急変世帯等に対する経済的支援の継続が必要

■ 今後の課題 (Action)

- ・必要とする世帯に支援が届くよう、相談対応や支援制度の周知等の推進